

全老健災害相互支援プロジェクト運営手順 (ver.5)

(Disaster Mutual Support Project for ROKEN)

【全老健災害相互支援プロジェクトとは】 (Disaster Mutual Support Project for ROKEN)

(目的 等) 災害等の発生時に、被災地にある老健施設を支援することを目的として、『プロジェクトA (要支援者の受入れ)』、『プロジェクトB (災害支援職員派遣)』、『プロジェクトC (物資の支援)』等を立ち上げ、速やかに支援活動を実施すること。

【災害発生時からの運営手順】

1. 発災時の情報の収集

1) 公共電波等による情報収集

地震・台風等による自然現象や事故・火事などによる大規模な災害が発生した場合、全老健事務局職員は公共の電波等により、その規模や政府の非常災害対策本部の設置の有無等を確認する。

2) 全老健災害対策本部の設置

以下の規模の災害で、且つ、政府の非常災害対策本部が設置される場合、

(規模) ・地震が発生し、大規模な避難等が見込まれる場合

- ・津波警報 (大津波警報) が発令された場合
- ・台風、豪雨等の自然災害が発生し、大規模な避難等が見込まれる場合
- ・その他、大規模な避難等が見込まれる場合

全老健は、災害発生後に全老健会長を本部長とする全老健災害対策本部を全老健事務局に設置する。

全老健事務局職員は、全員が全老健災害対策本部スタッフとなる。

業務時間外の場合、出勤可能な全老健事務局職員は直ちに全老健事務局に参集し、対応可能な課長以上の職員の指示のもと、全老健災害対策本部の業務を遂行する。

2. 全老健災害対策本部の業務

1) 全老健事務局に「全老健災害対策本部」を設置

(体制) ・全老健災害対策本部の組織図・役割分担等を確認する。

- ・被災地 MAP (鉄道・空路・道路・船舶等、施設の場所) を準備する。
- ・指示命令系統の確立 (全老健会長等との連絡ルート確立)
- ・全老健事務局職員数名が全老健事務局に常駐 (24 時間体制を組む) もしくは外部からの連絡に対応できるような体制を組む。
- ・以下の業務について、組織図等をもとに、役割等を分担し対応する。

- (業務) ①被災地の老健施設の被害状況の把握 (書式・システム等による情報収集)
- ・被災地支部と連絡を取り、被害状況等を収集する。
 - ・被災地の老健施設に「被害状況報告書」(DNSP 様式①)を送付(FAX・メール等)し、被害状況の情報を随時収集する。
 - 項目 [利用者・職員の状況、建物及びライフラインの状況、避難の有無、スタッフ応援要請の有無、支援物資要請の有無 等]
 (災害発生時に活用出来るシステムの構築)
 - 平成 29 年度厚生労働科学研究費「介護保険施設等の状況把握を平時と有事にシームレスに可能とする ICT システムの開発に関する研究」で検討予定のため、当該事業に協力する。
- ②「被災地災害対策本部」及び「被災地拠点施設」の設置の検討〔後述〕
- ・「被災地災害対策本部」は原則被災地支部事務局とするが、設置にあたっては、被災地支部事務局と相談し開設する。
 - ・「被災地拠点施設」の設置の有無を被災地支部事務局と相談し、必要に応じて開設する。
- ③全老健事務局スタッフの被災地派遣
- ・「被災地災害対策本部」が開設され次第、直ちに全老健事務局スタッフを現地へ派遣する。(レンタカーの手配、宿泊場所の確保、必要備品の持参 等々)
 - ・基本「被災地災害対策本部」に入り、現地スタッフと協働し支援活動を行なう。
 - ・「被災地拠点施設」の設置の確認を行なう。
- ④プロジェクトA (要支援者の受入れ) の準備・実行〔後述〕
- ・上記③で収集した情報をもとに、老健施設入所者を他施設へ避難させるための調整を行なう。
 - ・被災地支部内及び近隣支部内の受入可能施設をリストアップする。
 - ・受入施設とのマッチングを行ない、移動手段等の手配等を行なう。
- ⑤プロジェクトB (災害支援職員派遣) の準備・実行〔後述〕
- ・上記③で収集した情報をもとに、被災地において職員派遣ニーズのある老健施設と職員派遣が可能な老健施設とのマッチングを行なう。
 - ・被災地支部以外の職員派遣可能な老健施設をリストアップする。
- ⑥プロジェクトC (物資の支援) の準備・実行〔後述〕
- ・上記③で収集した情報をもとに、被災地において物資支援が必要な老健施設との物資支援が可能な老健施設とのマッチング(物資)を行なう。
 - ・被災地支部以外の物資支援が可能な老健施設をリストアップする。
- ⑦厚生労働省老健局老人保健課担当者に「全老健災害対策本部」設置等の報告及び被害状況の確認・報告を行う。
- ⑧その他 (要望・応援要請等)
- ・関係各所への連絡・調整・報告等を行なう。

3. 被災地災害対策本部の設置

1) 「被災地災害対策本部」を被災地支部内又は近隣支部内に設置

- (役割)・「全老健災害対策本部」と密に連絡を取るとともに、被災地支部内の被害状況の把握と必要に応じて「被災地拠点施設」と連携して、プロジェクトABC等を動かす。
- ・被災地のハブ拠点としての役割

- (場所)・「被災地災害対策本部」は原則被災地支部事務局内に設置することが望ましいが、災害規模や被害状況によっては、被災地支部内の会員施設又は近隣支部内の会員施設等に設置する。(設置にあたっては、被災地支部事務局と相談し開設する。)
 - ・支援物資を一時的に保管するスペースの確保が必要。
 - (体制)・原則、被災地支部事務局スタッフが望ましいが、難しい場合、協力の得られる近隣会員施設スタッフ数名と全老健事務局スタッフが「被災地災害対策本部」で対応する。
 - ・災害規模や被害状況により、被災地支部内の会員施設又は近隣支部内の会員施設等に設置する。
 - (業務)・指示命令系統の確立(全老健事務局スタッフ又は被災地支部事務局スタッフが実務責任者になることが望ましい)
 - ・行政等関係機関との情報共有及び連携
 - ・「被災地拠点施設」の設置の検討・依頼
 - ・支援物資運搬ルート・手段の確保(人・車等)および運搬
 - ・被害状況(建物・人・不足物資・ライフライン等)の把握、報告
 - ・「全老健災害対策本部」との連携
 - ・近隣支部等へ支援物資の依頼(「被災地災害対策本部」の近隣施設から施設で備蓄されている物資(初期:食料と水等)を「被災地災害対策本部」へ届けてもらう。)
- ※拠点設備(PC、wi-fi、携帯電話、文具、ポータブルナビ、軍手、クーラーBOX等々)

4. 被災地拠点施設の設置

1) 必要に応じて被災地支部内に「被災地拠点施設」を設置

- (役割)・主にプロジェクトCにおける支援物資の輸送・保管の最前線拠点の位置付け。
 - ・特に「被災地災害対策本部」と連携を密にして、被災地における老健施設の被害状況を把握する。
- (場所)・被災地支部内に「被災地拠点施設」を設置する。
 - ・支援物資等を一時的に保管するスペースの確保が必要
- (体制)・「被災地拠点施設」の職員及び近隣施設の職員で対応する。
- (業務)・指示命令系統の確立(「全老健災害対策本部」及び「被災地災害対策本部」との連携)
 - ・プロジェクトC(物資の支援)保管・配布方法の確定
 - ・被害状況(建物・人・不足物資・ライフライン等)の把握、報告

5. プロジェクトA(要支援者の受入れ)の実行

1) 被災した老健施設の被害状況の確認

- ・「全老健災害対策本部」が、上記 2. 1) ③で収集した被害状況や「被災地災害対策本部」、「被災地拠点施設」及び行政等からの情報をもとに被災した老健施設の被害状況を確認する。
- ・上記より得られた情報をもとに、利用者等の避難が必要な老健施設を選定する。
- ・被災した老健施設の窓口担当者を確定させ、避難利用者の状況(人数・性別・状態像・避難場所等)を把握する。
- ・避難が必要な利用者の移送方法の確認(利用者個々又は施設全体でスタッフが随行しての移送(避難)か)の確認をする。

- ・移送に当たっての移送手段及び移送支援の有無を確認する。

2) 要支援者受入可能施設の状況確認

- ・DMSP 様式②「要支援者の受入れ」等のアンケートを実施し、要支援者受入可能施設を把握（受入可能人数・性別・状態像・介護保険サービス種類等）する。
- ・被災地及び近隣支部を中心的にピックアップする。

3) マッチングの実施

- ・被災した老健施設と要支援者受入可能施設とをマッチングして、結果を双方に連絡する。
- ・移送手段の調整を行う。
- ・行政への報告・連絡・相談（移送方法の協力依頼等）

6. プロジェクトB（災害支援職員派遣）の実行

1) 被災した老健施設等のニーズ把握

- ・「全老健災害対策本部」が、上記 2. 1) ③で収集した被害状況や「被災地災害対策本部」、「被災地拠点施設」及び行政等からの情報をもとに被災した老健施設からの職員派遣ニーズ（期間・必要職種・人数・勤務形態（日勤・夜勤））を把握する。
- ・被災した老健施設への派遣条件確認（交通状況〔公共交通機関、道路、ガソリン〕・宿泊場所・食事・風呂・ライフラインの状況・駐車場の有無・近隣の店の開業等）
- ・「被災地災害対策本部」や「被災地拠点施設」等への支援スタッフのニーズも把握する。

2) 職員派遣可能施設の確認

- ・DMSP 様式②「災害支援職員派遣」等のアンケートを実施し、職員派遣可能施設の状況を把握（期間・職種・人数・勤務形態（夜勤不可等）・移動手段）する。
【原則、被災地以外の近隣のアクセスのしやすい地域からリストアップする。】

3) マッチングの実施

- ・被災した老健施設と職員派遣可能施設とをマッチングして、結果を双方に連絡する。
- ・老健施設は老健施設への派遣を原則として、「全老健災害対策本部」にてマッチングする。
- ・行政への報告・連絡・相談（「社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る災害救助費の請求の取扱い」が適応されるようにする）

【職員派遣費用等の整理】

※災害救助費からの支弁（旅費&宿泊費（実費））。人件費は「派遣元施設」と「派遣要請施設」間の協議。（全老健では人件費はボランティアを前提で実施）

⇒今までの事例では、行政からの補助で賄えている。

※職員派遣期間の国内旅行傷害保険（天災特約付き）を全老健にて加入

4) 災害支援職員派遣事前登録

- ・被災した老健施設に対して迅速に災害支援職員を派遣できるよう事前に登録を行う。（別紙【全老健災害相互支援プロジェクト（DMSP）プロジェクトB（災害支援職員派遣）事前登録要綱】）

7. プロジェクトC（物資の支援）の実行

1) 各施設における備蓄の活用

- ・平時から各施設の備蓄を依頼し、被災地近隣支部内の施設は、発災時にその備蓄を支援物資として「被災地災害対策本部」に持参してもらおうようにする。（物流が止まることが予想されるので、まずは近隣で対応するため）

2) 支援物資運搬ルート・拠点施設・運搬手段の確立

- ・被災地災害対策本部に支援物資を保管する場所を確保する。支援物資の搬送振り分け作業が可能なスペースが必要。
- ・被災地拠点施設の設置（スペース・スタッフ等）し、支援物資の最前線拠点とする。
- ・運搬ルート確立（運搬手段・スタッフ等）
 - ①被災地支部内及び近隣支部内の老健施設 ⇒ 被災地災害対策本部
 - ②全国の老健施設 ⇒ 被災地災害対策本部
 - ③被災地災害対策本部 ⇒ 被災地拠点施設
 - ④被災地拠点施設 ⇒ 被災地の老健施設

3) 被災地の老健施設からの物資支援要請の確認

- ・「全老健災害対策本部」が、上記 2. 1) ③で収集した被害状況や「被災地災害対策本部」、「被災地拠点施設」等からの情報をもとに、被災地の老健施設における不足物資の支援要請の状況を把握（物品名・数量、サイズ 等）する。

4) 全国の老健施設からの支援物資の確認

- ・DMSP 様式③「被災地への緊急支援物資」のアンケートを実施し、提供可能支援物資のリストアップ（物品名、数量、サイズ 等）

5) 関連業者に支援物資依頼

- ・関連業者等に支援物資提供の依頼をする。

6) マッチングの実施

- ・被災地の老健施設における不足物資の支援ニーズと提供可能支援物資との大まかなマッチングして、支援物資提供可能施設から被災地災害対策本部へ搬送の依頼をする。
- ・被災地災害対策本部に搬送依頼した支援物資リストを送り、全老健災害対策本部と共有する。